厚木爆同

爆同第55回定期総会を成功させよう!

【発行】
厚木基地爆音防止期成同盟
発行責任者　大波修二
事務所　大和市桜森3-5-3
フォント1F
TEL 046-240-7450
FAX 046-261-5615
bakudou@kanagawa.email.ne.jp

厚木基地爆音防止期成同盟 第55回代議員総会議案

2014年度の主な活動総括と2015年度の活動方針(案)

厚木爆同第55回定期代議員総会を5月23日(土)13時30分より、大和市生涯学習センターで開催します。総会では、代議員の皆様の活発な討論により、この1年間の総括と新年度活動方針を決定し、実りある総会にしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(本会報に総括と活動方針(案)を掲載いたしますが、一部は総会当日に配布します。)

2014年度活動総括

1.活動を振り返って

厚木基地爆音防止期成同盟(略称・厚木爆同)の2014年度(2014.4~2015.3)の活動は、厚木基地の爆音を解消させる行動をはじめ、第四次厚木爆音訴訟の勝利にむけた活動、さらには米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイ(以下・オスプレイ)の飛来監視行動と飛来抗議集会や、防衛省南関東防衛局長、さらには米海軍厚木基地司令官に対しての抗議行動と要請行動に会員の力を結集して取り組んできました。

一方、厚木爆同の組織拡大・強化にむけての取り組みとしては、組織の活性化をはかるため三役会議と執行委員会の定例開催をはじめ、会員の声を組織運営に活かすため三役が支部を訪問して意見交換を行う訪問支部会議に取り組むとともに、会員の拡大行動や組織の再構築、厚木基地情勢やNHK放送受信料問題についての学習会を開催してきました。

また、安倍政権が憲法9条の理念を破棄して戦争をする国へと突き進もうとしていることにより、私たち基地周辺住民への影響や爆音被害の背後にある安全保障問題などについて、会員の意識をさらに高めるため平和講座を開催しました。

さらには、厚木基地同様に市街地にあり、航空機騒音被害や部品落下事故を起こしている米軍横田基地と自衛隊入間基地への基地視察や、NHK放送受信料の全額免除にむけ、国と基地周辺自治体への要請行動、厚木爆同の活動や情報を発信するホームページの開設などに取り組んできた一年でありました。

(1)厚木基地をめぐる状況

はじめに、厚木基地は、ここ数年基地機能の強化がはかられ、艦載機による訓練が活発化しています。

このことは、厚木基地滑走路北1キロ地点における航空機騒音(70デシベル以上、5秒以上の継続音)の年間騒音測定回数が20,589回となり、昨年に続き2万回を超えていることからも明らかであります。

また、厚木基地で5月に実施されたFCLP(離着陸訓練)では、昼夜を問わず激甚な爆音をまき散らし、厚木基地滑走路北1キロ地点での航空機騒音の月間騒音測定回数が2,770回を記録するとともに、基地周辺住民から自治体に寄せられた苦情件数は大和市だけでも260件となり、基地周辺自治体への合計件数は1,266件となりました。

さらに、5月に実施された硫黄島での艦載機によるFCLPが、当初通告の訓練期間を再三にわたり日程変更及び日程延長などの理由を明らかにせずに、厚木基地で離着陸訓練が行われたことにより、基地周辺住民は受忍の限度を超える激しい爆音に悩まされました。

米軍は、FCLPの激しい爆音で基地周辺住民に多大な被害を与えてきたにも関わらず、5月25日深夜から5月27日未明にかけ、厚木基地で艦載機による離着陸を繰り返し、深夜に100デシベルを超える爆音を二日間にわたり轟かせました。

このような米軍の傍若無人な飛行に対し基地周辺住民からは、大和市に80件、綾瀬市に24件の抗議と苦情が寄せられました。

日米両政府で合意している「厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置」では、午後10時から翌日午前6時までの離着陸が禁止されているにも関わらず、米軍は夜間に空母着艦資格取得訓練を行ったとしており、このことは明らかな合意違反であります。

つぎに、沖縄県普天間基地に配備されたオスプレイが、東富士演習場と北富士演習場で訓練を行うとして厚木基地への飛来を繰り返

ご支援ありがとうございました

市議会議員選挙
爆同推薦候補当選者

相模原市議会(南区)(7期)
金子豊貴男
(社会民主党)

大和市議会(8期)
大波修二
(無所属)

綾瀬市議会(3期)
二見　昇
(無所属)

藤沢市議会(2期)
脇　れい子
(無所属)

しました。

オスプレイが東富士演習場と北富士演習場で訓練をする場合は、米海兵隊キャンプ富士（静岡県御殿場市）に飛来することを日米両政府は合意しています。

しかし、米海兵隊キャンプ富士に飛来するのではなく厚木基地に飛来することは、本土での訓練の拠点基地とするためと考えられます。

つぎに、米海軍は横須賀基地を母港としている原子力空母ジョージ・ワシントンを本年夏頃に、原子力空母ロナルド・レーガンと交代させると発表しました。

原子力空母ジョージ・ワシントンは、2008年9月に通常動力型空母キティー・ホークとの交代で横須賀に配備されました。

今回の原子力空母の交代は、就役から約25年が経過したことにより、核燃料を交換するためと言われています。

住民の不安を無視し飛来するオスプレイ

また、空母の交代に合わせるように現在配備されている空母との連絡機C-2A輸送機に代えて、オスプレイを2機、空母との連絡機として配備すると発表しました。

このことは、墜落の危険性が高いオスプレイが厚木基地に常駐することになり、私たち基地周辺住民にとっては大きな危険にさらされる許し難い問題です。

つぎに、自衛隊については、海上自衛隊の基地間の人員や物資の輸送を担っているYS-11輸送機の後継機として、厚木基地にC-130R輸送機を2014年度中に6機配備するとしています。

このC-130R輸送機は、米軍機を改造した中古機であるとともに、YS-11輸送機を上回る配備機数となることから、飛行騒音の増大につながることや墜落の不安が懸念されます。

つぎに、海上自衛隊は、昨年3月に基地周辺住民のP-1哨戒機配備反対の声を無視するとともに、防衛省が地元自治体に自衛隊のジェット機を配備しないとした、横浜防衛施設局長による「厚木海軍飛行場の海上自衛隊による共同使用について」の大和市への通知（通称・46文書）を反古にして厚木基地にP-1哨戒機を強行配備しました。

このP-1哨戒機は、開発段階から多くの不具合が発生してきたとともに、試験飛行中にも機体に亀裂が入る事故や飛行中にすべてのエンジンが停止する事故など、安全性に大きな問題を抱えた航空機であることから、厚木爆同はP-1哨戒機の厚木基地への配備撤回を申し入れてきました。

そのP-1哨戒機は、厚木基地周辺での飛行を目視する限りにおいて、自衛隊の配備計画通り、すでに厚木基地には10機配備され、いよいよ戦力化されることにより、基地周辺では飛行の増加と騒音の増大に悩まされることになります。

(2)さまざまな活動に取り組む

①FCLP訓練による激しい爆音に抗議

艦載機によるFCLPを硫黄島において、5月5日から5月16日までの期間実施するとの通告がありましたが、その後、訓練日程の変更や日程延長などの理由を明らかにせずに連日激しい離着陸訓練が行われました。

基地周辺住民にとっては、受忍の限度を超える耐え難い爆音であり到底容認できないとし、厚木爆同は5月21日に防衛省南関東防衛局長に対し、厚木基地における離着陸訓練を即時中止するよう強く申し入れました。

オスプレイ飛来に抗議する監視団

②オスプレイの飛来反対要請行動と飛来監視行動及び飛来抗議集会

防衛省は、米軍からの情報として7月9日にオスプレイが厚木基地に飛来する可能性があると大和市と綾瀬市に通告してきました。

厚木爆同は、沖縄県普天間基地へのオスプレイの配備撤回と日本からの撤去を求め、第四次厚木爆音訴訟原告団や神奈川平和運動センター、原子力空母の母港化に反対し基地撤去をめざす県央共闘会議と連帯して、7月11日に防衛省南関東防衛局長、7月16日に米海軍厚木基地司令官への要請・抗議行動をはじめ、何回となくオスプレイの飛来計画に抗議するとともに厚木基地への飛来を中止するよう申し入れました。

また、通告を受けた両市長は、市民の負担増加につながるオスプレイの飛来は容認できないと反対の姿勢を示しました。

しかしオスプレイは、地元自治体や住民の声を無視して、7月15日（1機飛来）と8月18日（4機飛来）に厚木基地に飛来しました。

厚木爆同は、第四次厚木爆音訴訟原告団と共同行動に取り組み、飛来期間中の7月15日～18日（92名参加）と8月18日～25日（89名参加）に、厚木基地北側のふれあいの森草柳広場と厚木基地南側のゆとりの森で、飛来監視行動と飛来抗議集会を行いました。

オスプレイが8月18日に飛来するとの通告では、東富士演習場と北富士演習場で訓練を行うと言うものでしたが、実際は厚木基地に駐機し、厚木基地周辺の市街地上空で夜間飛行を強行しました。

このことからもオスプレイは、東富士演習場と北富士演習場での訓練の補給のために厚木基地へ飛来するのではなく、沖縄の負担軽減を口実として本土における訓練の拠点として厚木基地に飛来していると言えます。

さらに、厚木基地への飛来時には、基地外での垂直離着陸モード（回転翼を真上にむけるヘリモード）による飛行を行わないことを決めている日米合意にも違反しており、安全な飛行が行われていないことが明らかになりました。

オスプレイが厚木基地へ飛来するとの通告は、これまでに11回通告されましたが、実際に厚木基地に飛来したのは3回（①7月15日～18日、②8月18日～25日、③11月6日～10日）であり、その他の通告は、飛来地の変更や天候を理由に飛来が中止されました。

厚木爆同は、オスプレイの飛来に抗

議の声をあげるとともに、配備撤回にむけ粘り強く取り組んでいきます。

このような中、オスプレイの訓練飛行が全国展開の様相を見せ始めていることから、東日本エリアで連絡組織を立ち上げ、情報の共有化と国及び自治体に対する要請行動を強化するため、1月17日に「オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会」を関東及び静岡、山梨、長野、新潟の各県から21団体の代表で結成され、厚木爆同は連絡会の役員として活動していきます。

◆防衛省　南関東防衛局長への要請及び抗議行動

7月10日　防衛局 座間防衛事務所長抗議行動

7月11日　防衛省 南関東防衛局長抗議行動

7月30日　防衛省 南関東防衛局長要請行動

8月7日　防衛省 南関東防衛局長要請行動

8月27日　防衛省 南関東防衛局長抗議行動

9月10日　防衛省 南関東防衛局長回答交渉

10月17日　防衛省 南関東防衛局長要請行動

10月23日　防衛省 南関東防衛局長要請行動

「オスプレイ飛来中止」を南関東防衛局に強く要請

③第四次厚木爆音訴訟勝利にむけての行動

爆音のない静かな空を取りもどすため、この一年も第四次厚木爆音訴訟を支え、共に行動してきました。

第四次厚木爆音訴訟は、横浜地裁に提訴以来6年半の歳月を経て、5月21日に判決が出されました。

判決内容は、厚木基地周辺住民に対する爆音被害は違法であるとして損害賠償額の増額を認めるとともに、自衛隊機の夜間（午後10時から翌日午前6時）の飛行差し止めを命じた画期的な判決です。

私たちの悲願である飛行差し止めが、自衛隊機のみではあるものの、これまでの基地爆音訴訟で差し止めの厚い壁を打ち破ることが出来なかったことを考えれば、今回の判決は今後の闘いの大きな力となります。

このことは、厚木爆同とこれまでの四次にわたる原告団による、爆音訴訟の継続によるものと言えます。

しかし、米軍機の飛行については、日本が米軍の活動を制限する根拠がないとの判断から差し止め請求は棄却されました。

このような判決を不服として第四次厚木爆音訴訟原告団は、退けられた米軍機の飛行差し止めと、自衛隊機の午後8時から翌日午前8時までの飛行差し止めをあらためて求め、6月3日に控訴し、東京高等裁判所において審理が進められています。

自衛隊機の「夜間飛行差し止め」を勝ち取った第四次厚木訴訟

厚木爆同は、原告団と一体となって爆音のない静かな空を取り戻すため、引き続き連帯して、勝利判決を勝ち取っていきます。

また、厚木爆同は、全国で基地爆音訴訟を闘っている7つの原告団で構成されている「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」の幹事団体として、諸会議や政府交渉、辺野古への新基地建設反対闘争の支援などにも積極的に参加し、各訴訟団の勝利にむけ行動してきました。

④諸行動に積極的参加

沖縄に次ぐ第2の基地県神奈川では、横須賀の原子力空母母港化反対の闘いをはじめ、さまざまな反基地運動が取り組まれています。

厚木爆同は、県内の神奈川平和運動センターや原子力空母の母港化に反対し基地撤去をめざす県央共闘会議などの平和団体、第四次厚木爆音訴訟原告団、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議などの政府交渉や各種集会、抗議行動などに連携して取り組んできました。

また、原子力空母配備撤回横須賀集会や憲法を守る新聞意見広告運動、護憲大会、原水爆禁止大会、平和行進、県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会、集団的自衛権行使反対行動、脱原発行動、ピースフェスティバル、米軍ジェット機墜落事故50周年抗議集会などの活動にも取り組んできました。

2.主な活動

(1)組織再構築と会費集金及び会報配布体制の取り組み

これまでに事務所直轄会員を地域におろしましたが、実態は支部内に地域担当者を配置した班組織となっていなかったため、会費の集金や会報の配布に大きな課題を抱えていました。

この現状を改善するため、既存の班を再編成したり、あらたに班を編成して、地域担当者を発掘して体制整備をはかってきました。

特に、大和南2支部の班体制は、役員と会員による努力の結果14班となり、すべての班に班長を配置するとともに、支部長と副支部長を選出し、支部体制を再構築することが出来ました。

また、昨年度は、会費の集金と会報の配布体制の強化を目的として、支部役員や班長の協力のもと、会員名簿の確認作業に取り組みました。

大変緻密な作業でありましたが、支部役員や班長の協力のもとで正確な会員名簿を完成させることが出来ました。

その努力の結果、今年度は会費の集金と会報の配布がスムーズに行われ、会費の納入が従来を上回ることに結びつきました。

(2)会員拡大の取り組み

多くの人々が厚木爆同の趣旨に賛同し結集することにより、私たちの願いである爆音のない静かな空を取り戻す活動が強化されます。

会員の拡大行動は、支部役員をはじめ、地域会員の皆様に協力をいただきながら取り組んできたことにより、45世帯の新会員を迎える成果をあげることができました。

建設的意見が多く出された訪問支部会議

新会員の皆さんを囲んでの歓迎会では、最近の厚木基地の情勢や厚木爆同の活動などについて学習を深めるとともに、交流会では、新会員の皆さんから爆音解消にむけての積極的な意見や要望をいただきました。

⑶訪問支部会議の取り組み

会員の声を反映した組織運営をめざすため、今年度も「訪問支部会議」に取り組みました。

この訪問支部会議は、本部役員（三役と組織部長など）が厚木爆同の全支部（11支部）に足を運び、支部が抱えている課題や支部活動の活性化にむけての意見や要望を聞き、出された声をこれからの活動に活かしていく取り組みです。

従来のトップダウン（本部からの指示）による組織運営だけではなく、ボトムアップ（会員の声を反映）を組み入れた組織運営をめざすために取り組みました。

訪問支部会議は、7月11日の座間支部からスタートして、約四ヶ月をかけ11月8日の大和南2支部ですべての支部を訪問し、多くの会員から大変貴重な意見と要望をいただきました。

支部によっては、より多くの会員が参加出来るようにと、昨年開催した場所とは違うところで開催するなどの工夫をした支部もありました。

出席された会員からは、「この爆音を何とかするため厚木爆同がもっと力をつけよう」、「いつでも厚木爆同の最新情報にアクセスできるホームページを開設して欲しい」などの建設的な意見が多く出されました。

⑷NHK放送受信料全額免除の取り組み

厚木爆同は、法に基づくNHK放送受信料制度を否定するものではありませんが、航空機の爆音によってテレビの音がかき消され、まともな放送サービスが受けられないため、爆音被害地域のNHK放送受信料を爆音の加害者である国が全額肩代わりすることを求め、受信料の支払いを凍結（不払い）する運動を続けてきました。

NHK受信料全額免除を要請した総務省交渉

しかし、最近の裁判で「受信機を設置したものは契約の義務があり受信料を払わなければならない」などの判決が示され、会員間に疑問や不安の声が高まったため、会員を対象とした「学習会」を10月5日に開催しました。

一方、NHK放送局かながわ西営業センターの所長に対しては、NHK放送受信料を全額免除するよう関係機関に働きかけることと、厚木爆同のシールを玄関先などに表示している会員宅は、受信料の全額免除にむけての行動に取り組んでいるので、訪問員が訪ねないことなどの要請を4月15日に行いました。

また、厚木爆同は、NHK放送受信料の全額免除にむけ、新たな行動として国と基地周辺自治体への要請行動に取り組み、7月28日に「厚木基地周辺のNHK放送受信料の全額免除及び全額助成を求める要請」を総務省と防衛省を訪ねて行いました。

また、8月26日から29日にかけて「厚木基地周辺のNHK放送受信料の全額免除を求める要請」を厚木基地周辺の自治体及び神奈川県に対して行いました。

厚木基地の周辺住民は、自衛隊機や米空母艦載機による爆音で、テレビの音がかき消され、普通にテレビを観ることや聞くことも出来ない状態が続き、心身ともに多大なストレスをもたらしている現状が続いています。

この現状を踏まえ、今回取り組んだ「NHK放送受信料の全額免除を求める要請」は、爆音が解消されるまでの間、住宅防音工事の対象区域としている75W値以上のコンター内に住んでいる住民のNHK放送受信料を全額免除することを求めました。

今回、全額免除の対象区域を75W値としたことは、この間の厚木基地爆音訴訟の判決において、75W値以上については、「受忍の限度を超えている」、「違法爆音である」、「損害賠償が認められた」などの司法判断がなされていることを根拠としたものです。

また、総務省と防衛省への要請に対しては、総務省企画官と防衛省施設調査官から「①平成26年度に放送受信事業の助成対象区域を見直すための基準等を得られるよう有識者に検討させており、その結果を踏まえて検討する。②できる限り早期に放送受信事業の助成対象区域を見直すための基準等を作成するよう進めていく」との前向きな回答がありました。

一方、厚木基地周辺の自治体からは、「自治体としてもこの間NHK放送受信料の免除区域の拡大や助成の拡大を求めてきているので引き続き要請していく」との回答がありました。

NHK放送受信料の全額免除を勝ち取るため、会員の皆さんのさらなる団結で粘り強く頑張りましょう。

⑸基地視察の取り組み

昨年度から取り組んでいる「基地視察」は、10月25日に35名が参加して行いました。

今年度は、厚木基地と同様に市街地にあり航空機騒音被害や部品落下事故を起こしている米軍横田基地と、硫黄島でのNLP時に後方支援を担う輸送機が配備されている自衛隊入間基地の視察を行いました。

横田基地では、爆音訴訟を闘っている第9次横田基地公害訴訟原告団の福本道夫団長の案内で視察を行い参加者からは大変実り多い視察であったとの声をいただきました。

横田基地（米軍）と入間基地（自衛隊）を視察（写真上）
集団的自衛権と基地問題を学んだ爆同平和講座（写真下）

⑹学習会と平和講座の取り組み

今年度の「学習会」は、厚木基地を抱える私たちにとって身近な問題となる「集団的自衛権行使と基地周辺住民への影響」と、訪問支部会議で多くの声をいただいている「NHK放送受信料問題」をテーマとして行いました。

また、安倍政権は、憲法9条の理念を破棄して戦争をする国へと進もうとしています。

集団的自衛権の行使容認を閣議決定するとともに、防衛費の増額や武器輸出の解禁など戦争準備へと突き進んでいます。

このことにより、私たち基地周辺住民は、さらなる航空機爆音の増大や航空機飛行の増加に伴う墜落事故などにより、大きな不安や被害を受けることになります。

このような状況下においては、厚木爆同の活動方針に掲げている厚木爆同

学校を開設して、会員一人ひとりが爆音被害の背後にある安全保障問題などについての理解をさらに深めていくことが必要です。

そのため、今年度は厚木爆同学校を開設していくための準備段階として「平和講座」を三回シリーズで開催しました。

毎回多くの会員の皆さんの参加をいただくとともに、三回通して参加された方も多くいられました

この「平和講座」での成果や課題をこれからの厚木爆同学校の開設にむけて活かしていきます。

(7)ホームページ開設の取り組み

訪問支部会議などの場をはじめ、会員の皆さんから厚木爆同の活動状況や最新情報をスピーディーに入手できるようにして欲しいとの声を多くいただくようになりました。

爆同の活動状況と最新情報を伝えるホームページ

このことから、厚木爆同の活動が会員の皆さんに伝わるようにするため、ホームページの開設にむけ情宣部と協議してきた結果、11月にホームページを開設しました。

ホームページには、当面の活動予定と、活動報告、厚木基地に関する新聞報道のリンク、会報のバックナンバーや関連資料などが掲載されています。

掲載内容については、会員の皆さんの意見をいただきながら、さらに充実させていきます。

3・専門部・委員会の活動

厚木爆同には、組織を運営していくために四つの専門部（①総務部、②組織部、③情宣部、④調査部）と行動企画委員会、書記局を設置して活動に取り組んでいます。

今年度、積極的に活動を展開したのは、組織部と情宣部、行動企画委員会、書記局などでした。

組織部は、組織の再構築と組織運営の取り組みに大きな成果をあげるとともに、情宣部は、会報の発行に取り組み、会員に厚木爆同の活動や厚木基地の状況などをわかりやすく伝えるとともにホームページの開設に取り組みました。

また、行動企画委員会は、オスプレイの飛来が想定される中、具体的な飛来監視や抗議行動などの運営に取り組んできました。

さらに、今年度は書記局を機能させ、諸行動の準備などに取り組み活動を支えました。

2015年度の活動方針案

1・活動の基調

現在の安倍内閣は、集団的自衛権の行使を閣議決定した後、その内容を公明党と大筋合意をして、5月連休明けの国会で戦争関連法案を提案することにより、我が国を戦争する国に変貌させようとしています。

この内容は、アメリカが攻撃を受けた時、日本が攻撃を受けなくとも他国に武力攻撃を行うものであり、憲法9条を無視するもので断固認めることはできません。

さらに、自民党は自主憲法制定を狙っており、広範な平和勢力を結集して阻止していかなければなりません。

(1)平和憲法の改悪（解釈改憲を含む）を許さず、全国の反基地団体と連帯して平和運動に取り組みます。

(2)爆音を無くし、航空機墜落事故のない静かで平和なまちをめざします。

(3)厚木爆同が主体となって闘っている、第四次厚木爆音訴訟に組織をあげて支援していきます。

(4)組織の整備拡大をはかり、団結して厚木爆同の主体的な力量を高めていきます。

2・具体的な活動

(1)航空機爆音の解消と墜落・部品落下を許さない取り組み

①爆音により破壊されている市民の健康と生活環境を守り、爆音訴訟の主体的な要求である飛行差し止めの実現にむけて闘いを進めていきます。

「爆音のない静かで平和な空」を訴えデモ行進

②航空機の墜落は悲惨な結果を招きますので、航空機の墜落を許さない取り組みを強化し、安全な飛行を確保させるために闘いを継続します。

(2)オスプレイ飛来阻止の取り組み

オスプレイは構造的な欠陥機であり、死亡事故が多発し安全が軽視された垂直離着陸輸送機です。

さらに問題なのは、日米合同委員会で確認されている安全に対する合意事項が守られていないにも関わらず、このような欠陥機の購入を防衛省が決めていることです。このオスプレイの日本への配備撤回と厚木基地への飛来阻止にむけ、運動をさらに強化していきます。

厚木基地前で怒りの抗議行動

(3)厚木基地の機能強化に反対する取り組み

近年、厚木基地は機能が強化されています。オスプレイの東日本での展開においては、厚木基地が中継基地として頻繁に使われました。また、厚木基地に配備されている自衛隊機の機種交代では、P-3C哨戒機が最新鋭ジェット固定翼哨戒機P-1に、そしてYS-11輸送機がC-130Rの大型輸送機に交代しています。

さらには、米空母の連絡機C-2A輸送機が、オスプレイに変わろうとしており、施設面でも、P-1哨戒機の修理ハンガーなどが整備強化されていますので、厚木基地の機能拡大に反対する取組みを進めます。

(4)集団的自衛権行使容認に反対する取り組み

集団的自衛権とは、自国が攻撃を受けていないのに、自国と密接な関係にある同盟国が武力攻撃を受けた場合に他国のために武力攻撃をもって阻止す

る権利を言います。この武力攻撃の範囲は、日本周辺にとどまらず「地球の裏側」にまで自衛隊が派兵されることが想定されます。日本が戦争に巻き込まれる可能性が大きくなり、相手国からのミサイル攻撃やテロ等で被害が想定されます。

日本における基地が強化され基地周辺住民の負担も増大することは明らかであり、断固として集団的自衛権の行使の関連法案の阻止にむけて運動を強化します。

⑸憲法改悪阻止の取り組み

安倍政権与党の自民党は自主憲法を制定しようとしています。その内容は、日の丸を国旗、君が代を国歌と定め、自衛隊を国防軍と位置づけています。

さらには「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」との現行規定に「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」という内容です。

これでは権力者が「公益及び公の秩序を害する」と判断したら、表現の自由が許されなくなってしまうことになります。この様な内容は、基本的人権を守ろうとする姿勢を大きく後退させることにつながります。

自民党は来年の参議院選挙の結果いかんで、「憲法改正」を提起しようと準備を進めています。私たちは、これに反対する広範な勢力と共闘して闘いを進めます。

集団的自衛権と憲法改悪に反対する神奈川大集会

⑹特定秘密保護法と武器輸出緩和に反対する取り組み

国民に情報を提供しないで都合の悪い情報を隠ぺいして、政策を実行していくとしたら暗黒の独裁政治です。国民は正しい判断ができないことになります。

特定秘密保護法は制定されましたが、問題のある内容の削除を求めるものであり、特定秘密保護法の廃止にむけた闘いを前進させます。基地被害の軽減に取り組む活動を抑制する全ての法律や新たな諸課題に反対していきます。

また安倍内閣は「武器輸出三原則」を「防衛装備移転三原則」に変更しました。このことは防衛装備の海外移転の管理を容易に行うことになり、従来の方針とは大きく異なります。

日本からの武器の輸出や、日本が参加する武器の国際共同開発などは、平和国家の理念に反するばかりか、紛争を拡大し地域の緊張を高める結果を招くことにつながります。そのことで企業や国が栄えることは大きな矛盾であり、認めることはできません。

⑺県下友好団体との連帯強化の取り組み

①神奈川平和運動センター

平和運動センターの提起する運動には、積極的に参加していきます。

②県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会（略称・いのくら）

いのくらの基地分科会を通して行動していきます。

③原子力空母の母港化に反対し、基地のない神奈川をめざす県央共闘会議

今までと同様に支持協力関係を進めます。

④かながわ憲法フォーラム

集団的自衛権の行使・憲法改悪・秘密保護法・盗聴法等のテーマで連帯していきます。

⑤全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

第四次厚木爆音訴訟を通して連帯行動をしていきます。

⑥自治体の平和推進事業

各自治体の平和推進事業に参加していきます。

⑦その他の団体との連携強化

厚木爆同運動と方向性が一致していることを判断基準にして参加していきます。

⑻組織内における取り組み

行動企画委員会を随時開催して、活動方針の項目を具体的に実践する体制を整え、組織全体をリードしていきます。

①組織拡大の取り組み

○訪問支部会議に引き続き取り組みます。

○会員拡大は、支部ごとの目標を設定して取り組みます。

○支部会議の定例開催に向け取り組みを強化していきます。

②宣伝活動強化の取り組み

○街頭宣伝活動を検討し取り組んでいきます。

○会報の定例発行とホームページの内容の豊富化に取り組みます。

③第四次厚木爆音訴訟支援の取り組み

○東京高裁での勝利判決にむけ、原告団と連帯して取り組みます。

○第五次の厚木基地爆音訴訟の取り組みを検討していきます。

④日常活動強化の取り組み

○支部会議で日常活動の内容を検討していきます。

○会員間の交流や支部間の交流を検討していきます。

⑤学習活動強化の取り組み

○昨年度の平和講座の総括を踏まえて、厚木爆同学校の開校に向けての取り組みを進めます。

○基地視察を行い、基地が与える住民への影響、反基地運動の取り組み等の学習に取り組みます。

東京高裁に向かう原告団と弁護団

⑥ＮＨＫ放送受信料全額免除の取り組み

○神奈川西営業所との定例交渉と必要に応じた総務省・防衛省との交渉を行います。

○全会員に対する学習会を行います。

⑦厚木爆同運動強化のためのインフラ整備の取り組み

○監視カメラの設置にむけ、費用や情報の用途などについて引き続き調査研究を進めていきます。

⑼専門部活動の活性化の取り組み

○総務部

支部・班活動等の基本的なマニアルを作成します。

班活動や支部活動の優れた内容を学んで全支部に展開します。

○組織部

組織活動の基本を確立します。

組織拡大の目標を設定して活動に取り組みます。

○情宣部

会報の定期的な発行とホームページの内容の豊富化を進めます。

街頭宣伝活動の内容を検討して取り組みます。

厚木爆同が保有する写真や資料などを一元的な管理に取り組みます。

○調査部

全国の基地情報や厚木基地情報の収集と調査活動に取り組みます。

調査や収集した情報の整備と保管に取り組みます。

⑽財政基盤の確立の取り組み

組織と財政は一体ですので、財政基盤の強化に取り組みます。